

下郷町国土強靱化地域計画

(令和8年度 ～ 令和12年度)

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下「東日本大震災」という。)は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。)は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、国は事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が制定され、この基本法に基づき国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定したところであるが、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等で甚大な被害が発生したことを踏まえ、これらの災害の知見等をもとに、平成30年12月に基本計画が改正された。改正された基本計画のもと、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」に基づく取組を推進したところであるが、中長期的な見通しに基づき、引き続き計画的かつ着実にさらなる国土強靱化を推進するため、基本法が令和5年6月に改正され、これに伴い基本計画も令和5年7月に改正された。さらに、令和7年6月には、基本計画の施策の実施に関する中期的な法定計画である第1次国土強靱化実施中期計画(以下「実施中期計画」という。)が決定され、国土の全域にわたる強靱な国づくりが推進されている。

また福島県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」(以下「県計画」という。)を策定し、令和3年4月には令和元年東日本台風等の検証等を踏まえた計画の全体的な見直しを行い、令和5年3月には、指標や施策等の一部見直しを行いながら、県計画に基づく強靱化施策を着実に推進することで、県土の強靱化を図ってきた。

東日本大震災以降も令和元年東日本台風、令和3年・4年に発生した福島県沖を震源とする地震、令和5年台風第13号、令和7年2月の大雪等、度重なる自然災害に見舞われてきた。

下郷町では、東日本大震災や原子力災害においても大きな人的被害は発生しなかった。

令和元年(2019年)10月に発生した台風第19号に伴う豪雨によっても人的被害は発生しなかったが、土砂崩れや雨量超過による通行止めにより一時的にはあるが孤立する集落が発生し、避難所や一時避難場所等への避難経路が通行できない等の問題が発生した。

当町においても、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「下郷町国土強靱化地域計画」(以下「町計画」という。)計画期間(令和3年度から令和7年度)を策定した。今回、県計画(第3期)策定(令和8年3月)と調和を図り、これまでに得た教訓から大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築するため町計画(第2期)を策定した。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「下郷町総合計画」や「下郷町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和8年度から令和12年度の概ね5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、下郷町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、下郷町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 下郷町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、下郷町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進する。
- 国、県、本町、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 下郷町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本町は、福島県の西南、南会津郡の東端に位置し、南は那須山系によって栃木県那須塩原市に接し、北は会津若松市、東は天栄村及び西郷村、西は昭和村、そして南西は南会津町に接している。東西 27 km、南北 24 km、面積は 317.04 km²を有し、町の中心地にある役場の位置は、東経 139 度 52 分 31 秒、北緯 37 度 15 分 08 秒、標高 496.478m である。

町の中心をほぼ南北に貫通する阿賀川（大川）は、東より 5 本、西より 3 本の支流を集めて北に走り、会津盆地で阿賀野川となって日本海に注いでいる。町の面積の 80% 以上が山地で、町の境界の南東は那須山系の山脈が走り、那須山を主峰とする 1,000m から 2,000m 級の高峰が連なる日光国立公園である。

本町の気候は、日本海型気候に属し、夏は高温多湿であるが、標高は平地で 450m から 750m と高いことから、朝晩は涼しく、高温期間は比較的短い。降雪期は 11 月下旬から 3 月中旬までで、平均降雪量は、町中心部で約 60 cm、山間部で約 100 cm、豪雪年はその 2 倍近くに及ぶこともある。

(2) 郷土構造

本町は、昭和 30 年（1955 年）の町村合併による檜原町、旭田村、江川村の 3 地区とする区分が底流をなしている。また、人口規模が比較的大きい町中心地付近の拠点集落地帯、河川沿いに比較的まとまった農地を有する農業振興地帯、人口規模が少なく町中心地から離れている農業集落地帯に分類することができる。このほか、流動的人口が交錯する観光資源が点在している。

(3) 人口

人口の推移を長期的にみると、昭和 30 年（1955 年）の町村合併以前は増加しており、合併時を境に減少している。自然増減では、昭和 35 年（1960 年）172 人増が昭和 60 年（1985 年）3 人減に転じ、社会増減では、合併以来減少傾向が続いている。

町の総人口は、昭和 30 年（1955 年）の 14,979 人が最大で、その後減少傾向にあり、令和 8 年（2026 年）3 月 1 日現在には 4,606 人となった。

2 下郷町における主な自然災害リスク

(1) 地震災害

会津地方には、会津盆地西縁断層帯、会津盆地東縁断層帯が存在している。

会津盆地西縁断層帯は、喜多方市から、河沼郡会津坂下町を経て大沼郡会津美里町に至る長さ約 34 km の断層帯である。

会津盆地東縁断層帯は、耶麻郡北塩原村から喜多方市、耶麻郡磐梯町、会津若松市を経て本町に至る長さ約 49 km の断層帯である。

東北地方太平洋沖地震で本町の最大震度は震度 5 弱を記録したが、会津盆地西縁断層帯地震における予測では震度 5 強、会津盆地東縁断層帯地震における予測では震度 6 強以上となっている。

(2) 風水害・土砂災害

本町にある阿賀川（大川）は、居住地から河川までは高低差が大きく洪水等の被害の可能性は低い、阿賀川（大川）に注ぐ支流にあつては、一部居住地に近接しており、川幅が狭いことなどから河川堤防の洗掘や越水による被害、小河川での土石流の発生が想定される。

特に土砂災害については、山間部で急傾斜地が多いことから住民の生命や財産に甚大な被害を与える災害が発生する恐れがある。

(3) 火山災害

本町に活火山は存在しないが、近隣には活火山の栃木県那須岳があり、噴火時の風速や風向きによっては、一部地域において降灰が予想される。

(4) 雪害

本町は、特別豪雪地帯に指定されており、豪雪年の降雪量は、町中心部で約 100 cm、山間部ではその 2 倍の約 200 cm 近くに及ぶこともある。

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。

- 想定すべき災害リスクの設定
- ↓
- 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- ↓
- **【脆弱性評価】**
事態回避に向けた現行施策の課題等を分析・評価
- ↓
- 評価結果を踏まえ推進方針を策定

(ア) 本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本町の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態」を表-1のとおり設定した。

(ウ) 「脆弱性評価項目」

「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けた現行施策の課題等を分析・評価するために「脆弱性評価項目」を表-2のとおり設定した。

表－１ 起きてはならない最悪の事態（１）

事前に備えるべき目標（６項目）		起きてはならない最悪の事態（２８項目） （リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1－1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う多数の死傷者の発生
		1－2	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1－3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1－4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2－1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救助活動の絶対的不足
		2－2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2－3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2－4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止
		2－5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2－6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3－1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞
		4－2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4－3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な被害
		4－4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4－5	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多機能面の低下
		4－6	原子力発電所からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

表－1 起きてはならない最悪の事態（2）

事前に備えるべき目標（6項目）		起きてはならない最悪の事態（28項目） （リスクシナリオ）	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評等による地域経済等への甚大な影響

表－２ 脆弱性評価（１）

１．あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う多数の死傷者の発生	1-1-① 住宅・建築物の耐震化等【総務課・建設課】 1-1-② 学校施設の老朽化対策等【総務課・教育委員会】 1-1-③ 高齢者施設等の耐震化・老朽化対策【総務課・健康福祉課】 1-1-④ 保育所施設の老朽化対策等【総務課・健康福祉課】 1-1-⑤ 町営住宅の老朽化対策等【総務課・建設課】 1-1-⑥ 庁舎等の耐震化・老朽化対策等【総務課】 1-1-⑦ 空き家対策の推進【総合政策課】 1-1-⑧ 都市公園等の適切な維持管理【建設課・町民課】 1-1-⑨ 消防団の充実・強化【町民課】
1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	1-2-① 河川及び農業用ため池の維持管理・改修等【建設課・農林課】 1-2-② 総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用【町民課・建設課】 1-2-③ 避難確保計画作成及び支援等【町民課・健康福祉課・教育委員会】
1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	1-3-① 土砂災害防止対策の推進【建設課】 1-3-② 森林の多面機能の維持・保全【農林課】 1-3-③ 総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用（再掲）【町民課・建設課】 1-3-④ 避難確保計画作成及び支援等（再掲）【町民課・健康福祉課・教育委員会】 1-3-⑤ 農業用ため池ハザードマップの作成・活用【農林課】
1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	1-4-① 妊婦・子育て世代の防災意識の育成【健康福祉課】 1-4-② 指定緊急避難場所・指定避難所の充実【町民課】 1-4-③ 福祉避難所の充実・確保【健康福祉課】 1-4-④ 避難行動要支援者対策の推進【健康福祉課】 1-4-⑤ 外国人を含む観光客に対する防災情報の発信等【総合政策課】 1-4-⑥ 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【町民課】 1-4-⑦ 学校安全計画・危険等発生時対処要領等の作成支援【教育委員会】 1-4-⑧ 東日本大震災・原子力災害等を踏まえた防災教育の推進【教育委員会】 1-4-⑨ 自助・共助の取組推進【町民課】 1-4-⑩ 自主防災組織の強化【町民課】 1-4-⑪ 総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用（再掲）【町民課・建設課】 1-4-⑫ 自主避難の促進【町民課】 1-4-⑬ 情報伝達手段の確保・充実【町民課】

表－２ 脆弱性評価（２）

２．救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価
２－１	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救助活動の絶対的不足	2-1-① 消防団の充実・強化（再掲）【町民課】 2-1-② 訓練実施等による防災関係機関との連携体制 及び災害対応力の強化（再掲）【町民課】 2-1-③ 大規模災害等における広域応援体制の充実・強化【町民課】
２－２	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-2-① 地域医療の充実【健康福祉課】 2-2-② 福祉避難所の充実・確保（再掲）【健康福祉課】
２－３	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	2-3-① 避難所環境の充実【町民課・健康福祉課】 2-3-② 指定緊急避難場所・指定避難所の充実（再掲）【町民課】 2-3-③ 福祉避難所の充実・確保（再掲）【健康福祉課】 2-3-④ 非常用物資の備蓄【町民課】 2-3-⑤ 水の安定供給【建設課】 2-3-⑥ 地域医療の充実（再掲）【健康福祉課】
２－４	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止	2-4-① 非常用物資の備蓄（再掲）【町民課】 2-4-② 物資供給体制の充実・強化【町民課】 2-4-③ 大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【町民課】 2-4-④ 水の安定供給（再掲）【建設課】 2-4-⑤ 老朽化した水道施設の更新【建設課】 2-4-⑥ 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保【建設課】 2-4-⑦ 迂回路となりうる農道・林道の整備【農林課】 2-4-⑧ 自助・共助の取組推進（再掲）【町民課】
２－５	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-5-① 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）【建設課】 2-5-② 迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）【農林課】
２－６	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	2-6-① 感染症予防措置の推進【健康福祉課】 2-6-② 集落排水施設の維持管理【農林課・建設課】 2-6-③ 汲取り便槽・単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換促進【町民課】 2-6-④ 家畜伝染病対策の充実・強化【農林課】

表－２ 脆弱性評価（３）

３．必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価
３－１	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-1-① 業務継続に必要な体制の整備【総務課・町民課・健康福祉課】 3-1-② 受援体制の整備【全部局】 3-1-③ 防災拠点施設の機能確保【総務課・町民課・教育委員会】 3-1-④ 電力関係事業者との連携強化【総務課・町民課】 3-1-⑤ 庁舎等の耐震化・老朽化対策等（再掲）【総務課】 3-1-⑥ 訓練実施等による防災関係機関との連携体制 及び災害対応力の強化（再掲）【町民課】 3-1-⑦ 大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【町民課】 3-1-⑧ 緊急車両等に供給する燃料の確保【総務課・町民課】

表－２ 脆弱性評価（４）

４．経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞	4-1-① 企業の事業継続の支援【総合政策課】 4-1-② 緊急輸送道路及び重要物流道路の確保（再掲）【建設課】 4-1-③ 迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）【農林課】
4-2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	4-2-① 有害物質の流出・拡散対策の推進【町民課】 4-2-② 放射線モニタリングによる情報発信【町民課】
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な被害	4-3-① 物資供給体制の充実・強化（再掲）【町民課】 4-3-② 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）【建設課】 4-3-③ 迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）【農林課】
4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	4-4-① 渇水への対策【建設課】 4-4-② 農業用水の渇水対策【農林課】
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多機能面の低下	4-5-① 農業・林業の担い手確保・育成【農林課】 4-5-② 森林の多面的機能の維持・保全（再掲）【農林課】 4-5-③ 有害鳥獣対策の充実・強化【農林課】
4-6	原子力発電所からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	4-6-① 原子力防災体制の充実・強化【町民課】 4-6-② 放射線モニタリングによる情報発信（再掲）【町民課】 4-6-③ 様々な教育分野と関連した放射線教育の推進【教育委員会】

表－２ 脆弱性評価（５）

５．情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	5-1-① 情報伝達手段の確保・充実（再掲）【町民課】 5-1-② 情報収集・通信協力体制の確保【町民課】
5-2	電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	5-2-① 情報通信設備の耐災害性の強化【町民課】 5-2-② 再生可能エネルギーの導入拡大【町民課・総合政策課・総務課】 5-2-③ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）【総務課・町民課】
5-3	石油・ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止	5-3-① 再生可能エネルギーの導入拡大（再掲）【町民課・総合政策課・総務課】 5-3-② 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）【総務課・町民課】
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	5-4-① 老朽化した水道施設の更新（再掲）【建設課】 5-4-② 工業用水の安定供給【建設課】 5-4-③ 2-6-③ 汲取り便槽・単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換促進（再掲）【町民課】
5-5	基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	5-5-① 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）【建設課】 5-5-② 公共交通の役割【総合政策課】

表－２ 脆弱性評価（６）

６．社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価
6-1	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6-1-① 自主防災組織の強化（再掲）【町民課】 6-1-② 自助・共助の取組推進（再掲）【町民課】 6-1-③ 避難行動要支援者対策の推進（再掲）【健康福祉課】 6-1-④ 公共交通の役割（再掲）【総合政策課】 6-1-⑤ 地域コミュニティの再生・活性化【総合政策課】
6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	6-2-① 大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【町民課】 6-2-② ボランティア団体との連携強化【町民課・健康福祉課】
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	6-3-① 災害時の廃棄物処理体制の確立【町民課】
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	6-4-① 都市公園等の適切な維持管理（再掲）【建設課】 6-4-② 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【建設課】 6-4-③ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【建設課】
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	6-5-① 無形民俗文化財等の伝承【教育委員会】 6-5-② 文化財の保全・指定【教育委員会】
6-6	風評等による地域経済等への甚大な影響	6-6-① 家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）【農林課】 6-6-② 放射線モニタリングによる情報発信（再掲）【町民課】

２ 脆弱性評価の結果と推進方針の具体的内容

本町の脆弱性評価の結果と強靱化施策については、別紙：脆弱性評価・強靱化施策のとおりである。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、全庁的に国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組むものとする。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、強靱化施策の進捗管理を適正に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCA（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：見直し・改善）サイクルによる見直しを適宜行うものとする。

下郷町国土強靱化地域計画

令和3年3月

令和8年3月改訂

下郷町 町民課 生活安全係

〒969-5345

福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000 番地

電 話 0241-69-1133

F A X 0241-69-1134